

児童センター等に勤務する職員の勤務時間等に関する規程

千曲市社会福祉協議会就業規則第18条第3項及び第19条第5項に定める、受託事業に係わる児童センター等に勤務する職員の勤務時間及び休日はこの規程の定めるところによる。

(開館日等)

第1条 児童センター等の開館日及び開館時間並びに勤務時間は、別表第1のとおりとする。

(勤務時間の割振り)

第2条 職員の勤務時間の割振りは、別表第1に定めるそれぞれの勤務時間に基づき、館長が指定する。

(休憩時間)

第3条 館長は、勤務時間が6時間を越える場合には、中途に45分間の休憩時間を与えなければならない。

2 前項に規定する休憩時間の割振りは、館長が定める。

(休日の指定)

第4条 職員の休日の指定は、別表第1に定めるそれぞれの開館日に基づき、館長が指定する。

2 前項に規定する休日は、日8時間労働に換算して4週8休を下らないものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

別表第1

地 区	更 埴・戸 倉	上 山 田
開 館 日	日曜日・祝日・12月29日から翌年1月3日 を除く全日	12月29日から翌 年1月3日を除く全 日
開館時間		
平 日	10:00～18:30	10:00～18:30
土曜日	8:00～18:30	8:00～18:30
日曜日・祝日	休 館	10:00～18:30
長期休業期間	8:00～18:30	8:00～18:30
勤務時間		
館 長	12:45～18:45	
主任児童厚生員	9:45～18:45	
児童厚生員	12:45～18:45	
	ただし、土曜日・長期休業期間は 7:45～13:45 12:45～18:45 の2交替制	